

こしみず町

議会だより

News from koshimizu town assembly



第6回町議会定例会

第6回定例会は12月13日に開会し、町長からの行政報告のほか、4議員の一般質問と平成23年度各会計決算認定や平成24年度各会計補正予算などを審議・可決し閉会しました。

今月号では、第6回定例会における審議事項や一般質問についての内容をお知らせいたします。

前回よりの継続審査
決算
認定

9月11日開会の第5回定例会において、決算審査特別委員会にて審査することとした平成23年度小清水町各会計における決算について、下平委員長より審査結果が報告され、次のとおり認定されました。

- ▽一般会計
委員長報告のとおり認定
- ▽国民健康保険特別会計
委員長報告のとおり認定
- ▽後期高齢者医療特別会計
委員長報告のとおり認定
- ▽介護保険特別会計
委員長報告のとおり認定
- ▽簡易水道特別会計
委員長報告のとおり認定
- ▽農業集落排水事業特別会計
委員長報告のとおり認定

平成23年度 各会計歳入歳出決算状況

会計名	収入済額	支出済額	翌年度繰越額 (繰越明許費含む)
一般会計	5,766,583千円	5,538,008千円	228,575千円
国民健康保険特別会計	919,260千円	917,013千円	2,247千円
後期高齢者医療特別会計	65,083千円	64,327千円	756千円
介護保険特別会計(保険事業)	376,174千円	374,714千円	1,460千円
介護保険特別会計(サービス事業)	271,020千円	271,020千円	0千円
簡易水道特別会計	157,781千円	148,385千円	9,396千円
農業集落排水事業特別会計	161,289千円	156,942千円	4,347千円

専決処分

承認

▽一般会計補正予算
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億4千248万円とするものです。

補正予算

可決

▽一般会計
歳入歳出それぞれ11億1千495万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億5千743万4千円とするものです。

▽国民健康保険特別会計
高額療養費など123万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億8千755万7千円とするものです。

▽介護保険特別会計
【保険事業勘定】
居宅介護等住宅改修給付費60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9千605万2千円とするものです。

補正科目	補正額	主な補正内訳
総務費	10,662千円	地域生活バス路線維持費補助金など
民生費	6,246千円	建物耐震改修設計業務委託料など
衛生費	555千円	後期高齢者医療広域連合負担金など
農林水産業費	62,772千円	強い農業づくり事業補助金など
土木費	3,500千円	公営住宅解体工事請負費など
消防費	2,186千円	斜里地区消防組合負担金
教育費	1,029,033千円	中学校改築工事請負費など
合計	1,114,954千円	

【サービス事業勘定】
通所介護事業委託料208万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億8千705万1千円とするものです。

一般会計の主な補正内容は次のとおりです。



▲清水小学校旧校舎

契約

可決

小清水小学校旧校舎解体工事

小清水小学校旧校舎解体工事にかかる契約の締結。

▼契約先

天内・小清水トラック経常建設共同企業体

▼契約金額

1億1千25万円

一般質問

職員の能力開発

問

下平正吾 議員

第4次小清水町行政財政改革大綱に、「職員が住民の負託に応え、その使命を果たすためには行政運営についてなお一層の創意工夫と時代の変化に対応し得る人材の育成が必要」とあるが、具体的にどのように進めてきたのか、今後どのように進めるのか伺います。



下平正吾 議員

答

林 直樹 町長

職員の人材育成について、ご質問のとおり第4次小清水町行政財政改革大綱の推進事項の中で、効果的な行政運営と職員能力開発等を推進するた

めには、職員の人材育成が必要であると明記しており、1つには公務能率の向上を図ること、2つには効果的な研修を推進するとともに、職員の意識改革を図ることとしています。

少子高齢化が急速に進み、高度情報化社会が進展しており、地方自治体を取り巻く社会状況は今なお変化を続けています。

こうした状況の中で、住民への的確な対応と地域主権実現のために、職員一人ひとりの資質・能力の向上を図ることが必要であり、町では、平成19年3月に「小清水町職員人材育成基本方針」を策定し、特に職場内外の研修により職員の能力開発に努めているところです。

研修について、具体的には、職員としての基礎的な知識を身につける初級から上級までの職員研修、法務研修、特定課題に取り組むアカデミー研修を受講しており、管理職員については、全国から集まる自治体職員と共に学び課題に取り組むとして自治体大学へ

入校しています。
また、幅広い見識を養うための海外研修のほか、全職員を対象とした職場内研修を毎年実施しており、年間延べに200名余りの職員が各種研修を受講しています。

私は、求められる職員像とは、町民の立場に立って行動する職員、地方分権の時代に対応できる職員、町民に信頼される豊かな人間性を有する職員、新たな課題に挑戦する職員だと考えています。

人材育成と一口に言ってもそう容易いものではありません。職員、人を育てるといふことは、私をはじめ管理職員の意識改革とリーダーシップの発揮が必要であり、組織として人材育成を推進する体制がしっかりしていなければなりません。

今後も、職員の能力開発のための職場内外の研修、自己啓発の推進を図ることとし、そのための職場環境と推進体制を整え、職員の人材育成により一層努めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきます。



学力向上対策

問 下平正吾議員――

近年、学力の低下が問題となつていますが、学校教科指導のあり方や総合的な学習が学力低下の原因なのではないでしょうか。

また、遊びの減少や朝食を取らないことなども忍耐力不足に影響していると思いますが、学力向上対策として、家庭、地域、学校の役割について考え方を伺います。

答 渡邊 等 教育長――

ご存じのとおり、平成20年3月に文部科学省は小・中学校の学習指導要領の改訂を行い、小学校では平成23年度より、中学校では平成24年度からすべての教科で新しい学習指導要領による教育が実施されていくところです。

新しい学習指導要領は、子どもたちの現状を踏まえ「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得や思

考力・判断力・表現力などの育成を重視するとともに、言語や理数の力などを育むための教育内容を充実し、更に授業時数も増加させ、次代を担う子どもたちが、これからの社会において必要となる「生きる力」を身に付けることができるよう、新しい学習指導要領を定めたところです。

ご質問にあります学力向上対策ですが、学校における役割においては、新学習指導要領における教育水準の確保を行うほか、平成23年度より3カ年間で、道教委よりオホーツク管内唯一の指定を受け、小学校と中学校の縦の連係による小中ジョイント事業を実施し、義務教育の9年間を見通した学習指導計画を作成し、工夫改善を行っています。

指導工夫にあたっては、1つには、中学校を本務校とし兼務校を小学校とする巡回指導教員活用事業を展開、2つには、児童生徒へのきめ細やかな指導や指導方法工夫改善による習熟度別指導を実施するため、道費教職員の定数加

配を受け、児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な学習内容を確実に定着できるように学力の向上に努めています。

家庭における役割ですが、家庭における望ましい生活習慣確立のために「生活リズムチェックシート」を活用し、児童生徒個々の家庭での生活習慣の把握を行い改善指導を行うほか、小・中学校において家庭学習の手引きを作成し、家庭における学習指導を保護者にもお願いし実践するよう進めているところです。

地域における役割については、退職教員等外部人材活用事業を実施、地域の人材を非常勤講師として活用し、放課後の補習教室や長期休業中における特別指導を積極的に進めています。

また、本年度から中学校において必修となった武道授業では、清水町剣道連盟から講師の派遣をいただき授業を行うなど、教職員だけでは指導が十分でない分野に地域の人材を活用し取り組んでいるところです。

変化の激しい社会において、

清水水の子どもたちが基礎・基本を確実に身に付け、どのように社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら考え、問題を解決する資質や能力など「確かな学力」の育成が必要であると教育委員会では考えているところであり、この「確かな学力」の定着に関しては、学校・家庭・地域がそれぞれ役割を果たすとともに、この三者が連係すること、が何よりも大切な事であると考えています。

今後においても、清水水の子どもたちの学力向上対策を積極的に展開していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

再問 下平正吾議員――

清水水小学校、中学校の学力のレベルはどのくらいなのか、差しつかえなければ伺います。

答 渡邊 等 教育長――

学校の序列化等に繋がることについては不開示ということになっていきますので、総体的にお知らせしたいと思いません。

オホーツク管内は、小学校では全道14管内中13位、中学校は6位です。

本町は、オホーツク管内で平均値にあるということでご了解いただきたいと思います。小学校と中学校で順位が大きく開きがありますが、中学校は、少人数指導や習熟度別のきめ細やかな学習指導が身につく、非常に大きな成果となつて現れています。

小学校では35人学級が定着されず、管内の小学校低学年では、授業という以前に、授業中にちゃんと席に座らせることから始まっているという状況であり、なるべく早く30人学級にできれば、こういった指導もある程度対応が進んでいくのかなというふうに考えています。



雇用環境の改善

問 下平正吾議員

雇用環境の改善について、行政と地元企業が一体となつて努力することが先決であることは明らかであり、特に、町関連施設の非正規（嘱託）職員の雇用条件の改善、それが人員確保と定住安定対策にも繋がるかと考えますが、ご所見をお伺いします。

答 林 直樹町長

ご質問は、役場の関連施設、具体的には特別養護老人ホームや町立保育所等における嘱託職員の雇用条件の改善について、だと思いますが、現在、町で雇用している嘱託職員数は、一般事務員、保育士・介護士ほか、合わせて36名です。嘱託職員とは、雇用期間が1年未満の臨時職員でして、雇用条件についてはこれまでに見直しを行ってきており、賃金の他に年2回、6月・12月に期末手当を支給している

ほか、正規職員と同じく住居手当・通勤手当を支給、年次有給休暇・夏季休暇も付与しています。

臨時職員について、本町のように嘱託職員という形態で雇用している町村は管内には無いと認識しており、雇用条件についても、他の自治体や民間事業所に比べましても劣るものではないと考えています。

長引く景気低迷の中、雇用環境が厳しいことは本町に限らず全国的な状況です。

雇用条件の改善が定住安定対策に繋がるとのご意見ですが、本町の主要産業であります農業の振興を軸として、恵まれた自然環境を活用した商工観光の推進、町民が安心して暮らすことのできる、しっかりとした町づくりの施策を進めていくことが町全体としての定住対策に繋がっていくものと考えますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

再問 下平正吾議員

準職員という規定があり、以前は数名いたようですが現在は1名です。

準職員から嘱託職員に変わった経過を伺います。

また、住みよい町づくりが定住安定対策に繋がるということですが、その中にこういう問題も含めて、働く者が安心して暮らせるような待遇をさせていただきたいですし、若い人が結婚しても、その職場で一生を終えられるよう、将来補償のあるような雇用条件も考えてはと思ひますが如何でしょうか。

答 林 直樹町長

準職員の取扱いですが、現在は1名です。

私の記憶で申しますと、昔は愛寿苑の介護職員、給食センターの職員、保育所の調理員、こういう人達が準職員の扱いではなかったかと記憶しています。

前町長から、準職員が退職

した後は嘱託職員として採用しており、人件費の削減ということも裏にはあったのかなと思ひています。

町内の雇用環境を守るということは、勿論、町の嘱託職員の待遇向上を図ることも大事なことだと思ひますが、私は、全体として小清水に安心して住んでいただけ、そういう職場環境を広めていかなければならないのかと思ひています。

そういった観点から考えますと、来年の6月のオープンを予定している北陽小学校跡地のめんべい工場も、地元の方々が安心して働いていただけるような雇用条件となるよう、私の方からも社長に願ひしたいというふうにかえていくところですよ。

嘱託職員の待遇改善は、私が町長になってからも色々してきましたが、将来的には、嘱託職員はゼロにしたいと考えています。

特別養護老人ホームの職員等も嘱託職員が多いわけですが、これは今後、指定管理者

制度により、今よりも出来るだけ良い待遇で移行させていきたいと思ひています。

将来的な目標として、嘱託職員はゼロにしたいと思ひていますが、だからといって待遇改善をしないということではありません。

今後出来る範囲内で待遇改善はしていきたいと思ひていますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

質問は要約されています

議会だよりでは、質問・答弁の内容を要約して掲載しております。

質問・答弁の全文については紙面の都合により載せることが出来ませんが、詳しくお知りになりたい方は、小清水町議会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

小清水町議会事務局 ☎ (62) 4477 (直通)

**特定健康診査
特定保健指導**

問 工藤孝一 議員

健康保険特定健康診査、特定保健指導ですが、これは、国が定める高齢者の医療に関する法律に基づき進められています。清水町の疾病の特徴や被保険者の健康状態の現状と課題について伺います。



工藤孝一 議員

答 林 直樹町長

平成20年4月から実施している特定健康診査ですが、平成20年から24年度の5ヶ年間で計画を策定しており、目標健康診査受診率は最終計画年度の平成24年度で65%、保健指導実施率は45%としている

ところです。

本町の実績としては、健康診査受診率は概ね30%、保健指導実施率は概ね40%となっております。計画を下回っておりますが、オホーツク管内市町村の中では平均的な値であると認識しています。

平成23年度の特定健康診査の結果においては、内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームと該当された方は受診者全体の12.5%、その予備軍に該当された方は8.7%となっております。

有所見項目毎の主な結果としては、血糖値が基準値を超えている方が受診者全体の76.5%、脂質異常が53%、腹囲が33.2%、最高血圧が31.5%となっておりまして、このまま放置しておきますと、いずれも糖尿病、脂質異常症、高血圧症などの生活習慣病を引き起こし、更には、動脈硬化、心筋梗塞、脳梗塞を発症する可能性が高くなります。特定健康診査の目的は、内臓脂質症候群による重大な疾病の発症を抑えることであり、

また、その目標は生活習慣病に関心をもち、自らの健康について考え生活習慣を改善することです。

このことから、従前より特定健康診査受診率及び保健指導実施率の向上を図るため、自治会の回覧、新聞のチラシ、町の定める節目年齢者、例えば、35歳、40歳、45歳、50歳、こういった節目の方へ無料受診案内の送付、未受診者への勧奨はがきの送付、電話による勧奨など、様々な受診勧奨を行っているところでありますが、

今後におきましても町民の健康を守るため、JA清水等の関係機関との連携を密にし、引き続き努力して行きたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

再問 工藤孝一 議員

今後、25年度から5年間の新たな計画を策定されると思えますが、25年度以降の策定目標をどのように考えているのか伺います。

答 林 直樹町長

また、生活習慣病の予防、これは未来志向で考えると医療費の削減に繋がりますが、具体的な方策など、現時点でどのように考えているのか伺いたいと思います。

併せて、全町的な疾病状況の中で、生活習慣病のような保健指導で改善できる可能性のある医療費、疾病の割合というのはいくらあるのか伺います。

25年度からの5ヶ年間の計画はこれから策定をする予定ですが、受診率については65%、指導率については40%で、指導率は5%下がりますが、国の指針に基づき策定していきたいと考えています。

特に、受診率については、今時点では30%程度ですので、この65%をクリアするには、大変厳しい状況であるということには認識していますが、来年からの取り組みとしては、町で春と秋にミニドック検診を実施していますが、春先の

受診状況を見ながら、それ以降に特定検診の受診券を送付し、なんとか受診率を上げていきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

もう1点、疾病の状況で改善できる範囲ですが、自らの健康は自らが守るという意識付けをしていかなければいけないと考えています。

これは本町の統計ではありませんが、統計的には、特定検診等を受診されている方の状態を把握されている方の医療費と、全くそういう意識のない方の医療費というのは、概ね2割から3割程度違うと言われています。

意識されている方は、自己管理ができるという統計もありますので、特定検診等を受診され、自分の健康状態を把握して頂くことが医療費の抑制にも繋がると考えますので、町として最大限努力をしていきたいと思えます。



高齢者の交通手段

問

工藤孝一 議員

高齢者の方の交通手段として、現在、利用者負担による通学バスの利用、障害1・2級の方の福祉タクシー、そして要介護認定が自立で虚弱な方の外出支援サービスの3つがあります。

通学バス路線を利用できない地域の方や自動車運転免許証を返納された方など、農業で忙しい時期には外出を家族に頼めない方がいます。

初乗り運賃で利用できる「高齢者ハイヤー利用サービス事業」を実施すべきと思いますが、町長の所見を伺います。

答

林 直樹 町長

本町の高齢者等に対する交通対策として、スクールバス7路線の無償運行による混乗、重度障害者の障害の方などが、通院及び外出するためタクシーを利用する場合に利用料

を助成する「福祉タクシー利用料助成事業」、居宅から医療機関等の間を送迎し、交通手段の乏しい高齢者等に対して外出を支援する「外出支援サービス事業」、町営バス運行休止中の交通手段を確保するため「スクールバス運行休止中のタクシー利用料助成事業」があります。

これらの交通対策は、いずれも事業対象となる要件があります。

食料品や日用品の購入などの際に、交通手段がない一人暮らしの高齢者等が増えている状況から、交通手段の確保は重要であり、特に、公共交通機関の維持に努めなければならぬものと考えています。

議員からのご提案は、高齢者の交通手段の確保を図るため、高齢者ハイヤー利用サービス事業を実施すべきではないかとのことですが、

少子高齢化社会をむかえ、核家族が進んでいる本町において、高齢者の交通手段の確保は重要課題の一つと考えますので、その解決策として、

高齢者ハイヤー利用サービス事業も含め、他の市町村の先進事例等及び高齢者等のニーズなども参考としながら、現状にあった施策の実施について検討していきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

再問

工藤孝一 議員

訓子府町で23年7月より「高齢者ハイヤー利用サービス事業」が実施されています。

この事業は、75歳以上の高齢者を対象に利用サービス券を発行するもので、町内利用に限定されていますが、利用目的は特定されていません。

小清水町と人口も農業規模もほぼ同じだと考えますが、農作業の繁忙期の利用が多く、9割が農業家庭での利用だそうです。

前向きに今後どういうことが可能か考えるという答弁です。是非、こういった近隣の取り組みも参考にしたいと思えます。

もう一点、外出支援サービスですが、外出支援サービスは、町外の病院へ受診する場合についての規定があり、町内に診療科がない場合のみ利用できるとなっています。

しかし、小清水赤十字病院に整形外科があっても、週2回ほどしか診療しておらず受診できない状況で、福祉タクシーを利用せざるを得ない現状にあります。

答

林 直樹 町長

今後の高齢者の交通手段の確保をどうするかという時には、答弁でも申し上げたとおり、近隣町村の実態等も参考にしながら、小清水町では何が一番良いのかということを検討していきたいというふうな思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。外出支援サービスについて

会議録を閲覧することができます

ホームページ及び図書館において町議会本会議の内容がすべて記載されている会議録を閲覧できます。

会議録の完成には、当該議会終了後、2ヶ月程度の時間がかかります。また、議会だよりは、ホームページでも見るができます。

<http://www.town.koshimizu.hokkaido.jp/gikai/>
「小清水町議会」でも検索できます



も、今後検討していきたいと思えます。



議会制度改革

問 高橋隆文議員

先の国会において、地方自治法の一部を改正する法律案が可決成立しました。

主な改正事項として、地方議会制度、議会と町の関係、直接請求制度ほかとなっております。

地方議会及び町による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と町の関係、直接請求制度等について必要な改正を行うものとされ、地方議会の会期は条例により、現在のような定例会、臨時会の区分を設けず、通年の会期として出来ることが条文化されました。

これは、議会の自主性、自立性を高め、議会運営の選択肢が広がり、ひいては機能的に活動できる制度により、住民自治の充実強化を図ることが可能となります。

一方、町長、行政側からす

ると、常に議会対策、議会対応の準備が必要かと思われるますが、町長の議会の通年会期について所見を伺います。



高橋隆文 議員

答 林 直樹町長

議会制度改革については、町議会がお決めることになるので、今の状況で意見を申すので、今の状況で意見を申す述べることは如何なものかと思いますが、あえて申し上げるならば、本町においては現在まで、地方自治法により年4回の定例町議会が開催され、提出議案等の必要に応じて臨時町議会が開催されてきたことに、何かしらの不都合はないものと考えています。通年会期のメリットとして、緊急の行政課題等が発生した場合、議長の権限で速やかに

本会議を開催し対応できる。また、専決処分がほとんどなくなり、議会審議が可能になると言われています。

しかし、このことは、臨時町議会の開催により対応できませんし、軽微な議案は専決処分での対応の方が適切な場合もあります。

一方、開催経費が増加する、また、議会対応のため行政能力に影響を及ぼしますし、一事不再議の原則による事件提出期間の問題等のデメリットもあるとのことですが。

既に通年議会を実施している先進自治体の状況をみますと、何がどう変わったのか、通年議会とした効果はあったのか等の意見もあるやに聞いていますので、それについて十分に検証し、本町で導入した場合におけるメリット、デメリットを整理し、通年議会の開催が町民の生活にどう関わっていくのかを、議会がきちんと示すことが大切であると思います。

今後において、小清水町議会として通年会期についてご

検討されるのでしたら、町として一緒に協議させて頂きたいと思えます。

再問 高橋隆文議員

議会としてもこれから協議検討していかねければならない課題だと思えます。

答弁にありましように、行政と色々協調性を持ちながらやっていかねければならないのかなと思えますが、その中で、議会の通年会期を選択した場合には、町長の議場への出席義務は、定例会、議案の審議に限定され、議長に正当な理由とともに届け出た時には、出席義務が回避されます。また、出席を求めめるにあたっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないように配慮されることとなっております。

町長の出席の対応についても考え方を伺います。

答 林 直樹町長

当然、議長さんから出席要求があれば出るつもりです。

小・中学校いじめ問題

問 高橋隆文議員

最近の報道では、滋賀県大津市でのいじめに遭っていた中学2年男子学生が自殺した事案からにわかに注目が集まり、大きな社会問題として毎日のように報道されています。

併せて、事件後の学校や教育委員会の対応や隠ぺい体質に批判が大きく反響を呼んだところですが。

そこで、小清水小学校、小清水中学校内で、現在、児童生徒のいじめ問題、また、いじめの酷似に関する事案の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況について伺います。

また、文部科学省や道教委からの実態調査、実態把握の依頼はあるのか、いじめ問題も未然防止、早期発見、早期解消が大事だと言われておりますので、そのマニュアルは学校や教育委員会で確立しているのか伺います。

答 渡邊 等 教育長

毎年度、道教委で実施しています。「いじめ問題の実態把握及びその対応状況等調査」及び文部科学省が緊急調査として実施する「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況にかかる緊急調査」などを通して、いじめ問題の実態把握を実施しているところです。

調査の内容としては、いじめ把握のための児童生徒に対するアンケート調査を年2回実施、学校においていじめ問題を認知した場合における追跡対応状況調査を年3回実施、学校におけるいじめ問題の取組状況調査を年2回実施するなど、これら調査を通じていじめ問題の早期発見といじめ問題を認知した場合における早期解消を図る等、いじめ問題の未然防止に努めているところです。

し上げたとおり、道教委においては毎年度、文部科学省については必要に応じて緊急調査を実施しているところであり、その都度、いじめ問題の認知状況や未然防止策などについて報告を行うとともに、学校に対する未然防止対策の一層の取組指導やいじめを許さない、また、いじめを起さない学校づくりとしての教職員の資質向上のための校内研修の実践を行うなど、学校と教育委員会が常に問題意識を共有し対応しています。

また、いじめ問題に関するオホーツク教育局の取り組みとしては、オホーツク管内いじめ・不登校対策等本部会議を設置し、いじめ問題に関する関係機関の取組状況等に関する情報共有を行うなど、関係機関連携によるいじめ問題の未然防止等に取り組んでいるところです。

また、いじめ問題の未然防止に関しては、平成18年度より小清水中学校に心の教室相談員の配置を行い、未然防止や教育相談を実施し対応している他、いわゆる新しい形のいじめでありますインターネットや携帯電話での誹謗中傷等によるいじめに対応するため、道教委が取り組んでいるサイバーパトロールにより発見された不適切な書き込み等の情報を受けた場合、該当校に通知を行い学校指導を行っている他、いじめ問題に

関して、校長会、教頭会に常に最新の情報を教育委員会から提供し未然防止に努めているところです。



再問 高橋隆文 議員

いじめ調査に関しては、答弁のように文科省、道教委の色々なアンケート調査もされているようですが、いじめに対する定義、また、対策等については大変難しい部分があると思います。

本町でも調査アンケートをやっているようですが、より正確な実態把握に向けての調査方法というのが適用されているのかどうか、その内部の検討協議の場があるのか伺います。

答 渡邊 等 教育長

いじめの定義としては、「個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする」とされています。

友達同士遊んでいた場合でも、相手側がいじめと感じれば、調査結果にはいじめとして現れます。

全国的にも、子どもの実態アンケート調査では、年々多くなっています。

教育委員会は、校長会、教頭会を毎月開催しており、部活動などを含め、子ども達のこういったいじめに相当する事案があった場合は、校長会、教頭会で報告いただいています。

本人同士問題がある場合については、本人同士で話し合いを行ったり、状況によっては両保護者にも通知します。

また、学級全体でそういった事案を報告するなど、事前にいじめが大きくなるような



うに対応をしています。
児童生徒の日常の生活で、
どういじめのない学校づくり
をしていくか、先生方も含め
て目配りをしていただき、当
然、家庭にも発信をしながら、
家庭地域一带となつてこれか
らいじめのない地域づくり、
学校づくりを進めていきたい
と考えています。

災害時の防災拠点

問

高橋隆文議員

大規模停電等災害に対する
防災拠点となる庁舎施設の対
策についてですが、11月27日
の暴風雪による送電用鉄塔倒
壊により、胆振西部を中心と
する大規模停電が発生し、一
時5万6千戸に影響が拡大、
300人近くが避難生活を余儀な
く強いられました。
道も7市町村への災害救助
法の適用を決めたことは周知
のとおりであり、今回の大規
模停電で防災拠点となる自治

体庁舎が電源を失い、電話や
ネットワークが絶たれ、住民
対応や関係機関との連絡で十
分な役割を果たせなかった課
題も明らかになりました。
そこで、本町の大規模停電
等による災害対応を円滑に進
めるために、電話交換機や
ネットワークサーバーを維持
する必要があり、防災拠点と
なる庁舎や施設等の対策につ
いての対応がなされているか
伺います。

答

林 直樹町長

本年度に非常時の停電に備
え、発電機を接続するための
庁舎非常用電源切替配線設備
を整備しました。
大型発電機の価格は高額な
こともあり、当初、非常時に
は業者から借り受けて使用す
る考えていましたが、停電は、
地震等による大きな災害に限
らず起こりうるものですので、
非常用発電機を購入すること
として平成25年度当初予算に
計上することとしています。
本年度は、非常時に備え、

浜小清水公民館及び止別公民
館に、発電機、石油ストーブ、
投光器、毛布等の防災用品を
備えましたが、今後につきま
ても計画的に防災備品を整備
していく考えです。

災害時には、関係機関のほ
か、防災機器取り扱い業者と
の協定を結んでいます。ま
ずは、町自らが災害時に備え
た体制整備を図ることが重要
と考えますので、町民の安全
を第一に考え万全を期してい
きたいと思えますので、ご理
解を頂きたいと思えます。

再問

高橋隆文議員

登別市、室蘭市など、経済
的な損失は勿論ですが、大規
模停電等により市民生活に甚
大な影響を及ぼしました。
また、厳冬期においては寒
さによる死亡など、最悪の事
態も考えられます。

障害者、高齢者等災害弱者
に対する対応等について伺い
ます。
また、大規模停電等に対す

る災害防災等のマニュアルに
ついて伺います。

答

林 直樹町長

役場庁舎については、先程
答弁したとおりですが、小清
水中学校の体育館も、そう
いった災害時に発電機を接続
し電源を確保できるように設
計しており、暖房を確保でき
るようになっていきます。

弱者の方や高齢者の方、暖
がとれない方などは、中学校
の体育館の方で対応したいと
考えているところです。

対応マニュアルをこれから
どうするのかというご質問で
すが、北海道の危機対策局危
機対策課で北海道としてのマ
ニュアルを策定しましたので、
それを参考として、本町でも
マニュアルを策定したいと考
えていますので、ご理解をい
ただきたいと思えます。

議 会 日 誌

12月10日～1月31日

【12月】

10日 議会運営委員会

13日 議会運営委員会
第6回町議会定例会

全員協議会
議員協議会

15日 小清水小学校新校舎
オープニングセレモニー
町立学校建設整備特別
委員会

21日 全員協議会

【1月】

5日 小清水消防団出初式

7日 町内新年挨拶

9日 町外新年挨拶
(網走市ほか)

13日 第65回小清水町成人式

21日 議会報編集特別委員会

経済厚生常任委員会

22～23日

総務文教常任委員会及
び経済厚生常任委員会

行政視察(釧路市)

23日 議員協議会

小清水町医療福祉問題
懇談会

30日 小清水地区連合新春旗
開き

冬季異常気象による 高齢者の停電対策

問

森 浩 議員



森 浩 議員

昨今の異常気象は想像を超える脅威があり、今までの経験では対応しがたい状況があります。

過日、暴風雪の影響で室蘭登別で大規模な停電が起きましたが、当町においても起きる可能性は否定できないと思います。

特に、冬季で長期にわたる停電においては、高齢者世帯の方々に大きな不安があると思います。

暴風雪、停電についてどのような対応をお考えですか。また、災害時要援護者登録者の状況との方々の避難方法について伺います。

答

林 直樹 町長

近年における気候は四季を問わず、これまでにない災害に繋がる異常なものであると私も思っています。

北海道の冬季における停電は、生活のほとんどを電気に頼って暮らす人々に与える影響は非常に大きく、そして生命にも危険を及ぼすものです。

特に、高齢者、病気や怪我をされている方、また、身体がご不自由な方にとりましても、とても辛い思いをされることとなります。

ご質問は、停電時の対応の考えですが、今回の報道をみて、我が町であつたらどうなのだろうと考えていました。停電が修復するまでの間どう過ごすかが問題です。

住民の方は、暖のとれる方、とれない方、食料の心配のない方、食事ができない方、それぞれいらつしやいます。

町としては、暖をとれない方、調理・食料が調達できない方には避難所に避難して頂くことになると考えていま

して、必要に応じて炊き出しも行うこととなります。

当然、高齢者世帯や要援護者の方には、巡回して様子を伺うことも必要です。

ただ、全てに行政が対応することに限界がありますし、当然、時間もかかります。

今回、登別市の停電で、町内会の方がお年寄りの家を巡回している様子が報道されていました。

まずは、隣近所、地域自治会で、お年寄り世帯、身体のご不自由な方の家に声をかけて頂くことが、いちばん大切なことではないかと強く思いました。

行政として対応すべきは当然のことですが、地域自治会での対応についてもお願いしたいと考えています。

次に、要援護者登録の現状と避難方法についてお答えします。

現在、登録されている方は4名です。

平成22年に登録者の募集を呼びかけたところ、多くの問い合わせをいただきましたが、

最終的に登録された方は5名でした。

避難の方法ですが、町より避難準備情報が出された場合、避難支援者が避難所まで誘導をします。

このほか、支援者は、大地震が起きた場合の安否確認と災害状況の情報伝達を行うことになっていきます。

災害時の避難方法につきましては、高齢者の方のもとより町民皆様の安全を第一に考え、防災訓練等を実施するなど万全を期して参る所存でございますのでご理解をいただきたいと思ひます。



皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

■編集 議会報編集特別委員会

■委員長 森 浩

■副委員長 槻間 善高

■委員 下平 正吾、高橋 隆文、大石 誠示、工藤 孝一

記載内容については、議会事務局までお問い合わせ下さい。